

2. 河川の整備の基本となるべき事項

2.1 基本高水並びにその河道及び洪水調節施設への配分に関する事項

基本高水のピーク流量は、流域の人口、資産、面積などを勘案し、昭和42年7月豪雨等に相当する降雨により発生する洪水に対応するものとして、基準地点“河口”において $170\text{m}^3/\text{s}$ とし、これを河道に配分する。

表 2.1 基本高水のピーク流量等一覧表

河川名	基準地点名	基本高水のピーク流量 (m^3/s)	洪水調節施設による調節流量 (m^3/s)	河道への配分流量 (m^3/s)
堺川	河口	170	0	170

2.2 主要な地点における計画高水流量に関する事項

堺川における計画高水流量は、基準地点“河口”において $170\text{m}^3/\text{s}$ とする。

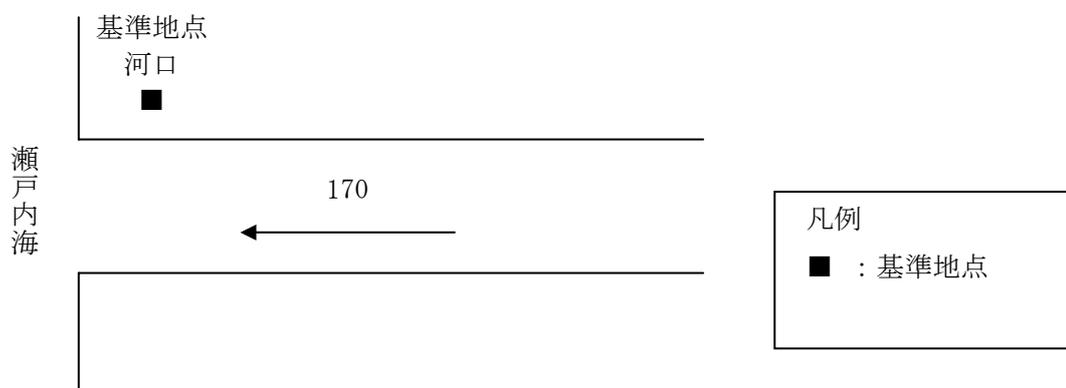


図 2.1 計画高水流量配分図

2.3 主要な地点における計画高水位及び計画横断形に係わる川幅に関する事項

本水系の主要な地点における計画高水位及び概ねの川幅は次のとおりとする。

表 2.2 主要地点における計画諸元一覧表

河川名	地点名	河口からの距離 (km)	計画高水位 T.P. (m)	川幅 (m)
堺川	河口	0.4	+2.06 (+2.79 ^{※1})	52.7

(注) T.P. : 東京湾中等潮位

※1 : 計画高潮位

2.4 主要な地点における流水の正常な機能を維持するため必要な流量に関する事項

堺川は流域面積が小さく、十分な取水量が期待できないことから水源河川としての利用はなく、堺川の県管理区間の土地利用がほぼ100%市街地であることから、農業用水についても、その利用が行なわれていない。

また、呉市の都市用水は、他の河川から受水しており、堺川の利用は行われていないため、平成6年の異常渇水時にも、大規模な渇水被害の発生や堺川の流況改善要請は生じていない。

流水の正常な機能を維持するため必要な流量は、設定に向けて、動植物の生息地又は生育地の状況、流水の清潔の保持、景観などの観点からの調査・検討及び河川流況の把握を行う。



堺川水系流域図

策定日及び告示日

策定日	平成 25 年 12 月 6 日
告示日	平成 25 年 12 月 16 日

「本書に掲載した下表の地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の 2 万 5 千分 1 地形図を複製したものである。(承認番号 平 25 情複 第 711 号)」

また、これらの地図を第三者がさらに複製する場合には、国土地理院長の承認を得なければならない。

ページ	図 番	タ イ ト ル
9	—	堺川水系流域図